

公 告

令和 7 年 10 月 24 日
茨城県筑西土木事務所長

河川管理者である茨城県が定める箇所（公募箇所）の土砂（砂利等）を掘削し採取すること（以下「公募型河川砂利等採取」という。）を希望する者（以下「採取希望者」という。）を公募します。

1 公募対象土砂

（1）公募箇所（位置図、平面図）

一級河川 五行川 筑西市 下岡崎 地区

（2）対象土砂数量

五行川 5,000m³

※数量は予定数量であり確定数量ではありません。砂利採取実施前に、採取希望者が事前測量し、測量結果を踏まえ茨城県の指示により決定する。

※対象土砂とは、河川管理者が定める範囲の土砂を指します。

（3）採取予定期間 河川法第 20 条及び同法第 25 条の許可、砂利採取法第 16 条の認可日～ 令和 8 年 3 月 13 日（金）

2 採取料

公募型河川砂利等採取は公益性の高い事業であるため、土砂採取料については「茨城県河川流水占用料等徴収条例（平成 12 年 3 月 28 日茨城県条例第 38 号）」第 4 条 2 項に基づき土砂採取料を免除しますので、採取希望者は河川管理者へ「土砂採取料の免除」申請（様式第 4 号）を提出してください。

3 公告（申請受付）期間等

（1）申請受付期間 令和 7 年 10 月 24 日（金）から 令和 7 年 11 月 7 日（金） 17 時まで

（2）配付及び受付場所

公募説明書等の配付及び受付は以下にて行う。

筑西土木事務所 河川整備課
筑西市二木成 615

TEL：0296-24-9275 FAX：0296-25-5333

※ 公募説明書及び申請に必要な様式は茨城県筑西土木事務所のホームページからダウンロード出来ます。

（3）提出部数：採取希望申込書（様式第 1 号）及びその関係資料を各 1 部提出して下さい。

4 採取許可予定者の決定日 令和 7 年 11 月 14 日（金）

5 留意事項

（1）測量（河道掘削土砂量の計測）及び土量計算に必要な図面の作成については採取希望者が実施するものとし、掘削の範囲は茨城県の指示により決定する。採取希望申込書

及び採取許認可に係る申請書類の作成及び提出に要する諸費用は申請者の負担となります。

(2) 運搬路の設置は、採取希望者が実施し、採取予定期間の運搬路の維持管理は採取希望者が行うこととなります。

(3) その他の留意事項については、公募説明書を参照願います。

6 問合せ先及び届け出（郵送）先

茨城県筑西市二木成 615 〒308-0841

茨城県筑西土木事務所 河川整備課 青川・安達

TEL 0296-24-9275（直通）

FAX 0296-25-5333

電子メール chikudo05@pref.ibaraki.lg.jp